

議案第 1 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

葉山町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

平成 30 年 3 月 29 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 30 年厚生労働省令第 30 号）が本年 3 月 22 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることから、本町においても所要の改正を行う必要があり、事務作業、議会日程等を勘案し、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

葉山町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年葉山町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

介護保険法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格に、病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請をする者に限る。）を加えることとした。

3 施行期日

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

葉山町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○葉山町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例 平成24年12月20日条例第27号 (指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格) 第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は、次の各号の要件を満たす法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請に限る。)である者とする。 (1)・(2) (略)	○葉山町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例 平成24年12月20日条例第27号 (指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格) 第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は、次の各号の要件を満たす法人である者とする。 (1)・(2) (略)